

建物火災共済・建物総合共済重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報・その他注意点のご説明

この「説明書」は、建物共済への加入にあたり、ご契約に関する重要な事項（契約概要・注意喚起情報）をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、事業規程をご参照いただくか、岐阜県農業共済組合（以下「組合」といいます。）へお問い合わせください。

「契約概要」：共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。

「注意喚起情報」：お申込みに際して共済契約者に不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

I. 契約概要のご説明

1. 仕組み及び引受条件等

(1) 加入資格

組合の区域内に住所を有し、建物又は農機具を所有する者で農業に従事するもの。

(2) 共済の仕組み

建物火災共済・建物総合共済は火災をはじめとする様々な偶発の事故（注）により、建物及びその建物に収容する家具・農機具等（以下「家具類等」といいます。）などが損害を受けたとき損害共済金及び費用共済金（以下「共済金」といいます。）をお支払いします。

（注）「（4）共済金をお支払いする場合」を参照してください。

(3) 補償の対象（共済目的）

建物共済の補償の対象は、建物及びその建物に附属又は収容する次の物（注1）です。

① 建物の基礎及び畳、建具その他の従物、電気・ガス・水道・空調設備などの附属設備（補償の対象としない旨の申出が無ければ、補償の対象となります。）

② 建物に附属する門・垣・塀その他の工作物（補償の対象とする場合は申出が必要です。）

③ 建物に収容されている家具類等（補償の対象とする場合は申出が必要です。）

（注）次の物は補償の対象となりません。

ア. 道路運送車両法に規定する自動車（農機具を除きます。）

イ. 通貨、有価証券、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い、支払機能カードを含みます。）、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物

ウ. 貴金属、宝玉及び寶石並びに書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物

エ. 稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物

オ. 動物及び植物等の生物

カ. 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物（農機具を除きます。）

キ. テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類する物

ク. 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含む）及び航空機

ケ. 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

(4) 共済金をお支払いする場合

① 共済金のお支払い対象となる事故（共済事故）は、次のとおりです。

ア. 建物火災共済の場合

火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触（自然災害の事故による損害は除きます。）、給排水設備に発生した事故及び建物共済加入者以外の者が漏水、放水又は出水による水ぬれ（自然災害による場合を除きます。）、建物の専用水道管の凍結により生じた破損、盗難によるき損又は汚損及び騒乱その他これに類似する集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為（以下「火災等事故」総称する。）

イ. 建物総合共済の場合

前記アの火災等事故に加えて、自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、長雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）、その他これらに類する自然現象）

② 共済金のお支払額

共済金のお支払額の算定方法は、火災等事故、地震等事故を除く自然災害、地震等事故ごとに異なり、共済約款でご確認ください。なお、共済金額が共済目的の価額（共済価額）に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう共済価額での契約をして下さい。また、建物総合共済における地震等のお支払いでは、ご加入いただいた共済金額は共済金額×50%として計算されますの

ご注意ください。

③ 前記の共済金に加えて次の費用共済金をお支払いします。詳しくは共済約款でご確認ください。

ア. 残存物取片付け費用共済金

損害を受けた共済目的の残存物の取り壊し・片付け費用の実費（損害共済金×10%が限度）をお支払いします。

イ. 地震火災費用共済金

建物火災共済において地震等事故による火災により一定以上の損害が発生した場合、共済金額×5%をお支払いします。なお、建物総合共済においては、地震等事故について共済金をお支払いするため地震火災費用共済金のお支払いはありません。

ウ. 特別費用共済金

①の火災等事故において、損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の場合、仮住まい費用などに対して共済金額×10%（200万円が限度）をお支払いします。

エ. 損害防止費用共済金

消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用を約款に基づく算定方法によりお支払いします。

オ. 失火見舞費用共済金

延焼等により近隣の他世帯に被害がおよんだ場合、被災世帯×50万円（共済金額の20%が限度）をお支払いします。

カ. 水道管凍結修理費用共済金

水濡れを生じていない水道管の凍結損害が発生した場合、その修理費用の実費（1共済事故につき10万円が限度）をお支払いします。

(5) 共済金をお支払いしない場合

① 次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

ア. 共済掛金等の払込日前の事故で生じた損害

イ. 契約者（契約者でない方で共済金を受取る方も含めます。）又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害

ウ. 契約者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害

エ. 事故の際の紛失又は盗難

オ. 共済目的の性質又は欠陥によって生じた損害

カ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害

キ. 地震等によって生じた損害（建物総合共済における地震事故及び建物火災共済地震火災費用共済金を支払う場合は除きます。）

ク. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

② 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

ア. 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合

イ. 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合

ウ. 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合

エ. 共済金の請求を行使することができる時から3年間行使しない場合

(6) 付帯できる特約及びその概要

建物共済に付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	ご留意事項
新価特約	建物および家具類・農機具類を再建築・再取得するための費用を補償対象とするもの。	建物の築年数によっては付帯できない場合があります。
小損害実損てん補特約	損害額が30万円以下のてん補特約について、実際の損害額を補償します。ただし、棟ごとに共済金額1,000万円以上の加入（ただし、同一加入期間のもの）で、特約加算額があります。	共済事故が自然災害であって、損害の額が1万円に満たない場合は損害共済金は支払いません。
臨時費用担保特約	主契約約款で支払うこととしている各共済金に加え、共済事故によって共済目的に損害を受けた場合に、臨時に出費が想定される費用に対して支払います。給付割合は10%、20%、30%の中から選択、各々掛金が異なります。	1回の共済事故につき1建物ごと250万円を限度とします。死亡又は後遺障害を被った場合1名ごとに（200万円限度）支払します。
費用共済金不担保特約	主契約で支払うこととしている各種費用共済金は払わず、損害共済金のみを支払い対象とするもの。	共済掛金等は各種費用共済金に相当する分が割引となります。

<p>収容農産物 補償特約</p>	<p>納屋等の建物内に収容されている農産物（米・麦・大豆）を補償します。ただし、建物総合共済への加入が前提で総合共済で対象となる事故により被害となった場合、実損額を補償する収容農産物（米・麦・大豆）が対象になります。損害額が1万円に満たない場合は対象となりません。また、特約加算額があります。</p>	<p>共済責任期間は次のいずれかから選べます。Aタイプは申し出た主契約の責任開始日から末日までの120日以下の期間。Bタイプは主契約の責任期間と同一の期間。</p>
-----------------------	--	--

2. 共済責任期間

- (1) 建物共済の共済責任期間は1年です。なお、ご都合により他契約と始期を同じにするために限り、1ヵ月単位1年未満の共済責任期間で契約することができます。
- (2) 契約の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。なお、共済責任期間は後日お送りする建物共済証券でご確認ください。
- (3) 加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて共済掛金等を払込みしていただいた場合の責任期間は、払込日から1年となります。

3. 契約条件（共済金額等）

- (1) 契約の単位
 - ① 建物1棟ごとの契約となります（家具類も含めた場合も合わせて1棟となります。）。
 - ② 家具類は契約建物に収容されている物に限ります（家具類単独の契約はできません。）。
 - ③ 家具類は、加入申込書において除外されている物を除き一式の契約となります。
- (2) 共済金額の設定
 - ① 共済金額は、(3)の共済金額の設定条件の範囲で契約してください。なお、用途等により制限が設けられています。
 - ② 共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう共済価額（時価額又は新価特約を付帯した場合は再取得価額）満額に設定してください。共済金額が共済価額に対して過小の場合は損害額の一部しか補償されず、又過大である場合は必要でない共済掛金等を払込むこととなります。
- (3) 共済金額の設定条件
 - ① 建物火災共済の共済金額の最高限度額は1棟 6,000万円です。
 - ② 建物総合共済の共済金額の最高限度額は1棟 4,000万円です。
 - ③ 共済金額の設定は、1棟ごとに5万円以上で、1万円単位となります。

4. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などにより決まります。詳しくは組合までお問い合わせください。

5. 共済掛金等の払込方法

共済掛金等の払込方法は、口座振替による納入をお願いいたします。

共済掛金の払い込みは、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した告知書をもって払い込みます。

II. 注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

- (1) 契約時の注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）
 - ① 契約者には、契約に関する重要な事項として組合が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。
 - ② 加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、契約の解除又は共済金をお支払できないことがありますので加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。
- (2) 契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）
 - ① 契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には遅滞なく組合にご通知ください。
 - ア. 建物を譲渡する場合
 - イ. 建物を解体、改築・増築、修繕又は構造変更する場合
 - ウ. 建物を30日以上無人又は空家にする場合
 - エ. 建物が共済事故以外の原因により破損した場合
 - オ. 共済目的を他の場所に移転する場合
 - カ. 共済目的の危険が著しく増加した場合
 - キ. 契約後に共済価額が著しく減少した場合
 - ② ご通知がない場合には、契約の解除又は共済金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。
 - ③ ご通知いただいた内容により契約の変更を行います。変更ができない場合は契約の全部又は一部を解除する場合があります。

2. 損害防止義務

- (1) 契約者は、共済目的について通常の管理を行い、また事故が発生したとき又はその原因が生じたときは、損害防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- (2) 損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

3. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、契約を解除し共済金をお支払いできないことがあります。また、解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。
- (3) その他、契約の存続が困難な重大な事由があったとき。

4. 組合の解散時等の取扱い

組合は、解散せざるをえなくなったとき農業保険法では契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金は契約者に払い戻すこととなっていますが、財務状況によっては削減（共済金を含む）されることがあります。

詳しくは組合にお問い合わせください。

III. その他のご説明

1. 注意喚起情報のほかにご注意いただきたい事項

(1) 超過共済による共済金額の減額

- ① 契約の際に設定された共済金額が共済価額を超えていたことについて、契約者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、契約者はその超過する部分について契約日から取り消すことができます。
- ② 契約後に共済価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、契約者はその超過した部分について超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

(2) 掛金等の返還・追加

通知義務事項等により契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により掛金等の返還又は追加請求をいたします。解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

2. 損害発生の場合の手続き等

(1) 事故が起こった場合の手続き

- ① 事故が発生した場合、遅滞なく組合にご連絡ください。
- ② 契約者は組合から請求した共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出して下さい。
- ③ 組合は事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- ④ 事故の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、又は正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合には契約を解除し共済金を支払わない場合があります。

(2) 共済金支払後の共済契約

- ① 損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の事故が発生した時は、共済金をお支払いした後、共済契約は消滅します。
- ② 損害割合が80%未満の場合、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

IV. 個人情報の取扱いについて

- ・ 加入申込書により知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、組合が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という。）します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のため業務に必要な範囲で利用することがあります。
- ・ 組合は、共済金支払責任の一部を全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）の保険に付し、全国連合会は保険金支払責任の一部を全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）の再共済に付しているため、組合は全国連合会及び全共連との間で個人情報を共同利用します。
- ・ 法令により必要と判断される場合、契約者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険と支払分担等を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。